

押原こども園・押原きっず
新型コロナウイルス感染症

【園児用】対応マニュアル

※基本的に保健所の指示により開園、休園等の対応が決定されます。

感染が拡大している場合は、国・県知事・昭和町町長からも休園要請を受けることがあります。

※下記の状況が発生した場合は園までご連絡ください。押原こども園 055-275-6878

押原きっず 055-288-0030

※平日開園時間以外・土曜・日曜・祝日に状況②③⑤⑥が発生した場合、看護師専用の携帯にご連絡ください。

看護師専用携帯070-2638-2808（田中）

状 況	園児本人			同居する家族		
	①	②	③	④	⑤	⑥
	<ul style="list-style-type: none"> 発熱（37.5℃以上） 風邪症状 倦怠感等 	濃厚接触者と特定	コロナ感染（陽性）	<ul style="list-style-type: none"> 発熱（37.5℃以上） 風邪症状 倦怠感等 味覚、嗅覚異常 	濃厚接触者と特定	コロナ発症（陽性）
園児本人の対応	<ul style="list-style-type: none"> 登園自粛（自宅療養） 医療機関受診、相談 	<ul style="list-style-type: none"> 登園停止 保健所に指示を仰ぐ 濃厚接触者として5日間の自宅待機 陽性者が同居する家族の場合、陽性者と同じ期間の自宅待機を依頼する可能性あり 	<ul style="list-style-type: none"> 登園停止 保健所に指示を仰ぐ 3,4,5歳児クラス 7日間療養 0,1,2歳児クラス 10日間療養 	登園可能	登園自粛	<ul style="list-style-type: none"> 登園停止 保健所の指示を仰ぐ 濃厚接触者として5日間の自宅待機 陽性者と同じ期間の自宅待機を依頼する可能性あり
登園の目安	<ul style="list-style-type: none"> 症状消失 解熱後24時間経過（解熱剤不使用） 主治医の許可 	※要相談	<ul style="list-style-type: none"> 保健所、主治医の許可 症状の軽快から24時間経過していること 	<ul style="list-style-type: none"> 家族が受診し感染を否定されること 登園前に状況を電話で報告すること 健康チェックカードに記載すること その家族の送迎は控えること 	ご家庭の状況に合わせて対応 ※要相談	※要相談
園全体の措置	通常保育	通常保育	状況により 臨時休園 クラス閉鎖 登園自粛	通常保育	通常保育	通常保育

※放課後児童クラブを利用する児童の対応も【園児用】のマニュアルに準ずる

令和4年9月9日